

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定地域における燃料の使用に関する措置命令
根拠条例・規則名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第15条の2第2項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	硫黄酸化物に係る指定地域において、特定工場以外の工場又は事業場における燃料の使用が、燃料使用基準に適合しないと認めるときに行う燃料使用基準に従うべき勧告を行った場合において、この勧告に従わなかったとき。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		